

横浜市災害廃棄物処理計画の策定について（中間報告）

1 趣旨

横浜市災害廃棄物処理計画は、大規模な地震や風水害が発生した際に生じる様々な廃棄物を迅速かつ安全に処理するための方策などを定めるものです。

本年度より、区役所などの参加によるプロジェクトチームを中心に策定作業を進めています。計画のポイントを取りまとめましたので報告します。

2 本計画の条件

(1) 対象とする災害

横浜市地域防災計画で想定している地震災害、風水害

(2) 対象とする災害廃棄物

- ア 災害がれき（建物が倒壊することにより発生する廃棄物）
- イ 片付けごみ（被災した建物内の片付けで発生する廃棄物）
- ウ 生活ごみ、避難所ごみ（生ごみや使用済みトイレパックなど）
- エ し尿（地域防災拠点等での仮設トイレで発生するし尿）
- オ 路上廃棄物（道路啓開に伴い発生する廃棄物）

3 計画策定のポイント

(1) 目指すべき目標

- ・早期の生活再建、復旧・復興につなげるため、「迅速な処理・処分」を目標とします。
- ・片付けごみの排出作業などでは、御近所の助け合いが重要なため、「自助・共助」の広がりを目標とします。
- ・復旧・復興などでは、大量に発生した資源（災害廃棄物）をより有効に活用すべきであるため、「リサイクルによる活用」を目標とします。

(2) 災害廃棄物の排出・収集の主体

- ・片付けごみ、生活ごみの排出は各家庭、収集は横浜市となります。
- ・災害がれきの解体・排出は、原則、各家庭（通常は業者へ委託）ですが、災害の規模や被災状況に応じ、国の支援制度が別途制定される場合は、横浜市が対応します。
- ・その場合の収集作業は、横浜市とともに民間事業者や他都市などの協力により進めます。

(3) 片付けごみの排出・収集

- ・熊本地震において、大量の片付けごみが道路や集積場所に排出され、生活ごみの収集の支障になりました。
- ・片付けごみは、集積場所に排出せず、生活ごみと分けて近隣の空地などにまとめて排出するなど、身近な仮置場に出して頂くことにより、迅速に収集します。

(4) 分別作業

- ・災害廃棄物のリサイクルによる活用、仮置場での選別作業などの効率化、大量に発生する焼却ごみの削減のため、極力、分別作業のうえ、排出して頂きます。

(5) 一次仮置場、二次仮置場

- ・一次仮置場は、災害がれきや片付けごみなどを被災地域から、いち早く搬送・集積し、粗選別作業などを行う場所であるため、被災地域から近い範囲で、一定の面積が必要となります。
- ・二次仮置場は、一次仮置場からの廃棄物を受け入れ、破碎、選別などを行った後、焼却工場、中間処理施設などへ搬送する拠点であり、市内に数か所必要になります。被災状況により、仮設の処理施設を整備する場合があります。
- ・仮置場は、被災状況によって設置に必要な条件が決まり、仮設住宅、ヘリコプター発着地などの土地利用調整のうえ、速やかに確保することとします。

(6) 地域防災拠点でのトイレ対策

- ・災害時のトイレ対策は、過去の被災事例でも重要な課題であり、市民の皆様からも不安の声があります。
- ・トイレパック、仮設トイレ、ハマッコトイレ（下水道直結式仮設トイレ）などについて、いざという時に使用できるよう、日ごろの訓練などを通じて取り組みます。

4 今後の検討すべきポイント

(1) 処理体制

- ・熊本地震などでは、ごみ処理に向けたオペレーションコントロールが困難になってしまった自治体もありました。
- ・大規模被災を想定したオペレーションと体制づくり、併せて、受援体制についても検討します。

(2) ごみ出し支援

- ・各区では、災害時要援護者避難支援など福祉的支援が必要な方への取組を進めています。
- ・片付けごみなどの排出などについて、福祉部門との連携の中、ボランティアの活用も含めて、支援方法を検討します。

(3) 連携づくり

- ・収集や仮置場の運営などでは、民間事業者との連携が不可欠となります。
- ・民間事業者と協議し、連携の具体的な方法と、それを想定した訓練などについて検討します。

(4) 定量化による分析

- ・被害想定に基づいた廃棄物の発生量をもとに、定量的な処理計画をまとめます。
- ・特に、焼却工場などの主要インフラが一部運転できない想定なども取り入れ、代替性を考慮して検討します。

5 策定スケジュール（予定）

平成 29 年中に計画の骨子案を公表、来春には素案を策定し、意見公募等の後、確定します。